

区を被上告人とする上告の提起等について

1 事件名

- (1) 上告提起事件（東京高等裁判所 平成29年（ネオ）第833号）
- (2) 上告受理申立て事件（東京高等裁判所 平成29年（ネ受）第933号）

2 当事者

上告人兼申立人 中野区民

被上告人兼相手方 中野区

3 訴訟の経過

平成28年（2016年）11月30日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成29年（2017年）6月29日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

7月3日 東京高等裁判所に控訴の提起

10月26日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し

11月10日 最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立て

4 事案の概要

本件は、平成21年に上告人兼申立人が自宅を建て替える際及び平成8年に訴外区民が自宅を建築する際に被上告人兼相手方が行った本件2項道路の道路中心線として判定した位置は誤っており、被上告人兼相手方が平成21年にはその誤った道路中心線の位置に基づき道路判定図を作成し、平成8年には当該道路中心線の位置に基づき道路判定図を通知した行政行為が違法であるなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、736万円の損害賠償金等の支払を求めたものである。

上告人兼申立人は、第1審の判決では請求を棄却され、第2審の判決では控訴を棄却されたため、これを不服とし、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをしたものである。

5 上告の趣旨等

(1) 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(2) 上告受理申立ての趣旨

ア 本件上告を受理する。

イ 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。